

要 望 書

全国市議会議長会は、令和８年度社会文教施策等に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和７年１１月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 丸 子 善 弘
(山形市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会
委 員 長 中 平 政 志
(宇和島市議会議長)

目 次

【第 120 回評議員会 決議】

- 1 多様な人材の市議会への参画促進及び
地方議会の権能強化に関する決議…………… 1
- 2 地方税財源の充実確保及び
地方創生・地方分権の推進に関する決議…………… 6
- 3 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び
復旧・復興対策等に関する決議…………… 10

【第 184 回社会文教委員会 議決事項】

- 1 少子化対策等…………… 15
- 2 地域医療施策…………… 19
- 3 医療保険制度…………… 22
- 4 保健衛生施策等…………… 24
- 5 社会福祉施策…………… 26
- 6 介護保険制度…………… 29
- 7 雇用対策…………… 31
- 8 文教施策…………… 32
- 9 環境保全施策…………… 37

1 多様な人材の市議会への参画促進及び 地方議会の権能強化に関する決議

地方分権が進み、市議会の果たすべき役割と責任は重要性を増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には多様化する民意の集約と市政への反映が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会に求められる使命を果たす上でふさわしいものか疑問を呈する指摘もある。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題である。

また、令和5年4月の統一地方選挙では、無投票当選者の割合が高まるなど、特に小規模市議会における議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速化や超高齢化の進展などにより、議員のなり手不足が多くのに広がるのが危惧される。多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提案能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せて社会のデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化を図るなど、不断の議会改革により、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組み、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

よって、国においては、地方議会の活性化に向けて、下記事項について一体的・総合的に検討し、着実に実現されるよう強く要望する。

記

1 地方自治法改正の周知と主権者教育の推進

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、令和5年4月の地方自治法改正により、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割や議員の職務等が明文化されたことについて十分に周知を図ること。

また、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材

の市議会への参画促進にも資する主権者教育を一層推進すること。そのため、現在、中央教育審議会では改訂に向けた審議が行われている学習指導要領に「学校と議会が連携した主権者教育の推進」について明記するとともに、出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対し支援を行うこと。

2 会社員が立候補しやすい環境の整備

今や就業者の9割を会社員等の被用者が占めていることから、若者や女性を含む幅広い会社員層が市議会の議員に立候補しやすい、また、多様な働き方を活用しながら議員との兼業が認められる環境を整える必要がある。

このため、立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休暇・休職、任期満了後の復職などについて、事業主の理解を得るための取組を進めるとともに、労働基準法をはじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

4 小規模市の議員報酬の引上げ等を促進する財政支援 (議員報酬の引上げ)

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた者でなければ、兼業しないと生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げられるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

（兼業議員のための所得損失手当の創設）

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多く、会社員が議員になった場合は兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、会社員と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

（育児手当の創設）

子育て世代の若者や女性の地方議会への参画を促進するため、育児手当の支給を可能とすること。

5 政治分野における男女共同参画の推進

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が実施する議員活動と出産・育児、介護等の両立支援のための体制整備、ハラスメント防止に係る研修の実施や相談体制の整備等の取組に対し支援を行うこと。

6 地方議会のデジタル化の促進

- (1) 議会の情報発信、議員に対するタブレット端末の配布、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を充実すること。
- (2) 感染症のまん延や大規模災害の発生により本会議を開催することが困難な場合にオンライン開催を可能とするとともに、出産・育児、介護、疾病等の事情により本会議に出席することが困難な場合においても本会議へのオンライン出席を可能とするなど、地方議会のオンライン開催の取組を支援すること。

7 選挙制度の見直し

統一地方選挙における統一率が低下傾向にある中で、有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

あわせて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げや、一般市の議員の候補者を寄付金控除の対象とすることについて検討すること。

8 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
 - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
 - ② 議員の調査研究、政策提案能力の涵養に資する研修会の開催、有識者等との連携、公立図書館や大学図書館等との連携を含めた議会図書室の充実
 - ③ 地域における子ども議会や女性議会の開催、その他市民との連携の強化

9 地方議会の権能強化

- (1) 議長への議会招集権の付与
二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。
- (2) 議決対象範囲の弾力化
議会の監視機能を強化するため、議決を要する「契約に係る種類・金額の要件」及び「財産の取得・処分に係る面積・金額の要件」について、各地域の実情や、議決を契約単位とすべきとする判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、地域の実情に即した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。
- (3) 予算修正権の制約の解消
議会の政策提起機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

(4) 再議（一般的拒否権）の対象の明確化

地方自治法第 176 条第 1 項の一般的拒否権は、否決された議決については適用することができないと解されているが、明文化されておらず、議会で否決された事件が再議に付される事例が生じている。このため、否決事件を対象外とすることを明確に規定すること。

(5) 専決処分の対象の見直し

専決処分の対象について、議会在が否決（不同意）した事件を対象外とする旨を明確に規定すること。

(6) 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会在は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会在が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

(7) 意見書の積極的な活用

全国の市議会在から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第 99 条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

また、各省庁は地方議会在が提出する意見書をオンラインで受理できるようにするとともに、その旨を周知すること。

以上決議する。

令和 7 年 11 月 5 日

全国市議会在議長会

2 地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議

我が国は、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などにより、経済・社会・地域の構造変化に拍車がかかっている状況にある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実、防災・減災対策の推進、こども・子育て政策の強化、地域の資源を生かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、我が国の未来像を幅広く展望し、地方税財源の充実確保をはじめ、地方創生及び地方分権の推進、デジタル社会の実現など、地方行財政の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 令和8年度地方財政対策について

- (1) 地方創生とデジタル化、社会保障、防災・減災などの重要課題や人件費の増加、物価高に対応するため、地方財政の歳出の伸びを十分確保した上で、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を増額確保すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債等の特例措置に依存しないこと。
- (3) こども・子育て政策の強化に向け、全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保するとともに、地方がその実情に応じて行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。

2 令和8年度税制改正について

- (1) きめ細かな行政サービスを今後も安定的に提供していくため、地方税制を拡充強化すること。その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。

- (2) 個人住民税は、地方自治体にとって重要な基幹税であることから、その充実確保を図ることとし、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

なお、所得税・個人住民税の基礎控除等の更なる見直しを行う場合であっても、地方交付税原資の減少分も含め、代替となる恒久財源を確保すること。

- (3) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性の向上や賃上げの促進など、経済対策や政策的措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (4) 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、税負担の公平性の観点から検討し、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業など、地方の財政需要に対応した税財源を安定的に確保できるようにすること。

いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の減収に対する代替となる恒久財源を措置するなど、安定的な財源を確保すること。

- (5) ゴルフ場利用税について、引き続き現行制度を堅持すること。

- (6) 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。

3 地方創生の推進等

(1) 地方創生の着実な推進等

「地方創生 2.0 基本構想」に掲げた「目指す姿」の実現に向けて、関連施策を着実に推進するとともに、総合戦略の策定及び「地域未来戦略」の推進に当たっては、地方の意見を十分に反映し、関係予算を安定的に確保すること。

(2) 東京一極集中の是正

どこに住んでいてもその地域の魅力を享受しながら豊かに暮らせる社会をつくり、東京圏から地方への人の流れを生み出すため、地方への移住や企業移転、関係人口の増加等の関連施策に加え、魅力ある働き方・職場づくりを進め、男女を問わず若者が、積極的に地方での生活を選択できるよう実効性のある施策を展開すること。

(3) 「地方創生推進費」の継続・拡充

地方財政計画における「地方創生推進費」を継続・拡充するとともに、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

4 地方分権の推進

(1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への「事務・権限の移譲」と「義務付け・枠付けの緩和」を進めること。

事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌基準化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

5 デジタル社会の実現

(1) デジタル格差の解消

地域間のデジタル格差が生じないように、5 G、光ファイバ等のデジタルインフラを早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように、個人情報等の目的外利用や第三者への提供に係る取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 基幹業務システムの標準化等の安全・確実な実現

地方自治体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行については、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に実現できるよう、各自治体の推進体制や進捗状況等も踏まえつつ、万全の対策を講じること。

特に、システム移行経費等に対して全額国費による補助を行う「デジタル基盤改革支援補助金」については、移行作業に必要な額を確実に措置するとともに、移行後の運用経費については大幅な増加が懸念されることから、国が主体となって実態を把握し、地方の負担増とならないよう配慮すること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

以上決議する。

令和7年11月5日

全国市議会議長会

3 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。昨年1月1日には「令和6年能登半島地震」が発生し、今もなお、能登地方を中心に多くの住民が不自由な生活を強いられており、被災地では復旧・復興に向け、不断の努力が重ねられている。

また、毎年のように豪雨や台風などに見舞われており、既に本年においても台風の襲来や線状降水帯の発生により、全国各地に深刻な被害がもたらされている。こうした各種の自然災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務であるとともに、災害発生時の避難対策の強化や避難所の環境整備と合わせ、災害発生後の迅速な復旧・復興対策が重要な課題となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策等の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。
- (3) 令和6年能登半島地震の教訓を活かし、復旧・復興の基軸となる道路ネットワークの機能強化に向けた支援を図ること。

2 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、雪害対策の推進を図ること。

3 土石流対策の強化について

宅地造成及び特定盛土等規制法の運用について、地方公共団体が行うパトロールなど、違法性や危険性の疑いのある盛土等の早期発見につながる取組や、発見した場合の緊急対応や行政処分などが適正に行われるよう、必要となる財政的・技術的支援を行うこと。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組むため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、令和8年度以降も各種施策を切れ目なく実施すること。また、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、十分な財源を確保すること。
- (3) 上下水道をはじめとするインフラの防災・老朽化対策への財政支援の一層の強化を図ること。

特に、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、地方財政計画における公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保、対象事業の拡大を図ること。

- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、上下水道やその他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。
- (5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援制度については、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 住民の速やかな避難行動を促すため、避難所について冷暖房の整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 避難所について、感染症対策をはじめ、衛生・生活環境水準の改善が図られるよう、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などを支援すること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。
- (4) 地方自治体による適時適切な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測精度向上のための二重偏波気象ドップラーレーダーの設置及び迅速な地震速報や津波予警報のための多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。

7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

以上決議する。

令和7年11月5日

全国市議会議長会

1 少子化対策等

我が国では、長年にわたり合計特殊出生率が低水準にあり、令和6年における出生数が過去最少となるなど、少子化の進行は危機的な状況にある。少子化の進行に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことができるような社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 子ども・子育て施策等について

- (1) 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども関連政策を円滑・強力に推進すること。また、真に実効ある取組が展開できるよう、国と地方が実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換・協議を行うなど、地方の意見を反映すること。
- (2) 政府による「こども未来戦略」によって増大する地方の財政負担について、確実にかつ安定的に実施するための財源を確保すること。
また、こども・子育て政策の強化に向けては、全国一律で行う施策と地方がその実情に応じて行うきめ細かな事業を組み合わせることが効果的であることから、地方が行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。
- (3) 全てのこどもや子育て世帯への支援については、出生から青年期までの成長の各段階において途切れることなく、長期的かつ総合的な支援を行うこと。地方に寄り添った伴走型の支援を今後も積極的に講じるとともに、さらなる支援の充実強化を図ること。
- (4) 若者の地方への移住・定住を促進するため、特に地方自治体が行

う雇用機会の創出に係る取組と、子ども医療費助成をはじめとする医療面での支援に対し、積極的な財政支援を行うこと。

- (5) 「令和5年度補正予算」に盛り込まれた低所得者世帯の生徒の大学受験や模擬試験費用の助成、乳幼児健康診査、こどもの居場所づくりなどに係るこども・子育て支援施策については、将来にわたり確実に財政措置を講じること。
- (6) 市町村が独自に実施している、保育料に対する子育て世帯への経済的負担の軽減について、市町村での格差が生じることのないよう、全国一律で実施すること。

2 保育従事者の処遇改善及び安定的な保育環境の維持・向上について

- (1) 保育士の職員配置基準の改善や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に当たっては、地方自治体によって保育士の人材不足の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、各自治体が円滑に取り組める制度にすること。
- (2) 他産業と遜色のない保育士の処遇改善や研修充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費、保育所等のICT化推進等に対する財政措置を講じること。

なお、保育士等の処遇改善に係る公定価格の見直しに当たっては、基本分単価や処遇改善加算など、地域の実情を踏まえた更なる見直しを行うこと。

また、在宅で育児をする世帯など、多様な保育形態の公平性に配慮し、子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図ること。

- (3) 障害児・医療的ケア児等の保育所等での更なる受け入れ態勢の強化を図るための財政措置を拡充すること。また、病児保育事業の実施に必要な財政措置の拡充を図るとともに、保育の質を確保し、効率的・効果的な事業運営に資する広域連携の推進について一層の支援を行うこと。

- (4) 就学前教育・保育施設整備交付金について、各自治体の整備計画に支障を来たすことのないよう、十分な予算額を確保すること。
- (5) 認可外保育施設の質の確保・向上については、児童福祉法に基づく指導監督を徹底するための支援や認可保育施設への移行を進めるための技術的・財政的支援など所要の措置を講じること。
- (6) 認定こども園の普及・移行に際し必要となる施設整備費や運営費について、十分な措置を講じること。また、移行に伴い地方自治体の財政負担や事務が増えないよう配慮すること。
- (7) 保育施設等の園外活動時の安全確保を図るため、キッズ・ガードの更なる普及やキッズ・ゾーンの設置に対する財源措置を講ずること。

3 保育所の待機児童解消等について

- (1) 地域における待機児童の発生状況等を踏まえ、人口減少を含めた地域の課題に応じた保育提供体制を確保すること。
- (2) 保育人材の都市部と地方部での偏在、人口減少による保育士余りの発生など、雇用のミスマッチを改善するための取組を広域で行う仕組みを国主導により早急に構築すること。
- (3) 待機児童であることを証明する保育所入所保留通知書等の取得がなくても、保護者の希望に応じて、子どもが2歳になるまで育児休業の取得延長及び育児休業給付金の受給が可能となる制度とすること。

4 放課後児童対策について

放課後児童クラブについて、待機児童の解消を目指すため、施設整備や人員確保に資する安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保に向けた処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。

5 子ども医療費助成制度について

市町村が独自に実施している子どもの医療費助成については、財政力に応じて助成内容に大きな格差が生じていることから、真に医療を必要とする子どもが公平に医療給付を受けられるよう、所得制限や自己負担のない全国一律の制度を、早期に創設すること。

6 不妊治療への財政措置について

不妊治療については、一部保険適用されているが、希望者が経済的負担を理由に諦めることのないよう、支援の充実を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政支援を講じること。

7 児童虐待防止対策について

- (1) 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」及び改正児童福祉法等に基づく児童相談所及び市町村の体制整備に対して必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成・確保への支援の充実を図ること。
- (2) 緊急時において、こども家庭センターが児童福祉法で定める一時保護の権限を行使できるようにすること。

8 子どもの貧困対策について

- (1) 子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育や生活、保護者に対する就労等への支援について、地方と一体となって必要な支援を加速・充実すること。
- (2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額の更なる引上げなど、ひとり親家庭への支援策を拡充すること。

また、児童養護施設等の小規模・地域分散化に要する施設整備への財政支援の拡充や、「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」による地方の実情に応じた取組への継続的支援を図ること。

2 地域医療施策

地域医療は、深刻な医師不足・偏在や経営問題など、極めて厳しい状況下に置かれていることから、地域住民が安心して一次医療から三次医療まで必要かつ良質な医療を持続的に受けられる施策を講じることが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 医師不足・偏在対策等について

- (1) 「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」に盛り込まれた具体的な取組について、制度改正を含め必要な対応に取り組み、実効性のある総合的な医師偏在対策を推進すること。
- (2) 地域に必要な医師の絶対数を確保するため、医学部入学定員における臨時定員枠の措置の継続や地域枠の増員など、更なる施策及び財政措置を講じるとともに、定員配置等の規制的手法の導入や医師不足地域での一定期間の勤務義務付けなど、医師の地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立すること。
また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。
- (3) 産科医・小児科医の減少による診療科偏在を受け、拠点病院における周産期の医療提供の在り方を再検討するなど、地域の医療ニーズに対応した支援体制を早急に確立すること。
- (4) 産科・小児科をはじめ、女性医師が更に活躍できるよう、子育て支援、勤務体制の整備、復職支援の充実を図り、働きやすい環境の整備を図ること。
- (5) 医師の働き方改革において、大学病院等からの医師の引き揚げの誘発や医師不足による救急医療の縮小等を招かないよう、地域の医療提供体制を確保すること。

- (6) 看護師や助産師など医療を支える専門職の確保・養成及び地元への定着等を図るため、養成機関や研修体制の充実及び勤務環境の改善など適切な措置を講じること。
- (7) 地域医療介護総合確保基金（医療分）については、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とするとともに、将来にわたり十分な財政措置を講じること。
- (8) 救急医療体制を確保するため、二次救急医療機関において不足する医師を安定的・継続的に派遣するなど実効性のある対策を講じること。

2 自治体病院への財政支援等について

- (1) 地域の医療提供体制を将来にわたって維持・確保するため、診療報酬改定を速やかに実施すること。また、診療報酬改定においては、今後も予想される物価や賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みを導入すること。

診療報酬等のさらなる改定が行われるまでの間、国から直接の補助や新たな交付金の創設などにより、物価水準や医療資源等の地域の実情も考慮した緊急支援を講じること。

- (2) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等の政策医療や不採算医療に対し、地方交付税措置等を拡充強化するとともに、自治体病院による診療体制を強化する支援策を講じること。
- (3) 山間へき地や離島における医療を確保するため、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備促進・安定的運営やICTを活用した遠隔診療の導入など、地域の実情に応じたへき地保健医療対策に必要な財政措置を拡充すること。
- (4) 地域医療構想については、再編統合を前提とせず、地域における意思決定を尊重し、地域の実情に即した柔軟な取扱いを行った上で、

必要な支援策を講じること。また、新たな地域医療構想については、国としてのグランドデザイン・将来ビジョンを明確に示すとともに、各地域において、あるべき医療体制の実現に向けた議論が適正に行えるよう支援を行うこと。

- (5) 公立病院の経営強化プランに義務付けられた新興感染症への備えについて、感染症指定病院以外の病院における確保病床等の備えに対する財政支援を講じること。

3 医療保険制度

医療保険制度は、高齢化の急速な進行に伴う医療費の増加等による給付費の増大により極めて厳しい状況にある。こうした中、今後も国民皆保険制度を維持していくためには、医療保険制度を一本化するなど抜本的改革が必要である。

また、抜本的改革の過程においては、国民健康保険制度等の安定的な運営が持続的に可能となるよう、制度の運用改善や財政措置等の対策も求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 医療保険制度改革について

- (1) 国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化など抜本的な改革を早期に実現すること。

なお、制度改革に当たっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料（税）負担が生じないように配慮すること。

- (2) 医療保険制度における給付と負担の見直しを行う場合は、必要な医療への受診抑制につながらないように、特に高齢者や低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討すること。

2 国民健康保険制度について

- (1) 国民健康保険制度については、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援を確実に行うとともに、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる公費拡充の検討も含め、引き続き地方と協議し、必要な見直しを行うこと。

- (2) 国民健康保険運営の基幹システムである国保総合システムの開発や運用に当たっては、市町村等保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- (3) 国民健康保険制度の普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能については、配分方法等の見直しは行わず、保険者へのインセンティブ機能を担うものとして「保険者努力支援制度」を有効に活用することとし、その評価の在り方など制度の運用について地方と十分に協議を行うこと。
- (4) 国民健康保険に係る療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額調整措置を、子ども医療費以外の制度においても廃止し、国民健康保険運営への財政支援の充実を図ること。
- (5) 社会保険適用事業所の拡大やこども負担金の徴収など、国の施策に伴う保険者への人的・財政的な負担を強いることがないように、新たな財政支援及び事務負担軽減を図ること。

4 保健衛生施策等

健康で安全・安心な生活を確保するため、感染症対策、各種予防接種、難病患者対策、がん対策の推進など保健衛生施策等の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染症対策について

- (1) 未知の感染症が再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制の充実・強化を図るとともに、感染症危機に備えた医療提供体制の更なる整備・拡充を進め、実効性を高めること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の後遺症については、国において十分に調査・分析を行い、治療や相談支援等の体制整備を行うこと。

2 予防接種について

- (1) インフルエンザ予防接種について、対象年齢を限定しない定期接種化し、地方自治体の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、当該接種費用を全額国費で措置すること。
- (2) 麻しん（はしか）の感染者の多い20代から40代が確実かつ速やかにワクチン接種できるよう、当年代に対する予防接種を定期接種化するなど実効性のある対策を講じること。
- (3) 帯状疱疹は50歳代以降で罹患率が高くなることから、帯状疱疹ワクチンの定期接種の対象を、50歳以上の全年齢とすること。
また、予防接種に関する公費助成制度を創設すること。

3 難病患者対策の推進について

- (1) 指定難病の見直しを検討する場合、難病法制定時の「患者数だけでなく、患者の治療状況や指定難病に指定された経緯等も考慮しつつ、慎重に検討すること」との附帯決議を十分踏まえること。
- (2) 指定難病医療受給者証の更新手続について、患者や医師等の立場に立ち、事務手続の簡素化など負担軽減を検討すること。
- (3) 難病患者とその家族や就業が困難な若年患者に対し、医療費など経済的負担の軽減を図るとともに、福祉サービスの提供や就労支援など、難病患者の実態に合った政策を更に進めること。

4 がん検診への支援について

「がん対策推進基本計画（第4期）」の柱に「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」が位置付けられており、がん検診による早期発見・早期治療を促し、がん死亡の減少を実現するため、これまでの交付税措置だけではなく、新たな補助制度や交付金の創設など必要な財政支援を拡充すること。

5 AYA世代の女性に対する健康支援制度について

妊娠、出産、そして将来の健康に関連する重要な時期であるAYA世代（15歳～30歳代）の女性に対して、個々のニーズに合わせたケアを提供し、健康とキャリアのバランスを取りながら、自己実現を果たせるサポートとして包括的な健康支援制度を創設すること。

5 社会福祉施策

すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障害者施策、認知症施策、生活保護制度など社会福祉施策の着実な推進と実務を担う地方自治体への財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 障害者施策について

- (1) 障害者及びその家族が、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らせるために、日中活動の場としての生活介護施設、住まいの場としてのグループホーム施設の整備を計画的かつ確実に行うことができるよう、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について、必要かつ十分な予算を確保すること。
- (2) 障害者総合支援法における自立支援給付のうち、訪問系サービスに係る国庫負担基準を撤廃するとともに、市町村が支弁した額の2分の1を国が負担するよう財政措置を講じること。

2 発達障害が疑われる子どもへの支援について

- (1) 未就学児の療育の質的、時間的な充実を図るため、地域療育センター等の設置を促進すること。
- (2) 発達障害に関する国の専門機関を設置し、保護者への啓発を行うとともに、支援及び相談体制を充実すること。

3 医療的ケア児への支援について

- (1) 地方自治体等が保育・学校・通所支援等の現場で医療的ケア児を受け入れる際の課題について、必要な措置を講じることができるよう財政支援を行うこと。

- (2) 医療的ケア児を受入可能な児童発達支援事業や放課後デイサービス等の事業所の増加など、社会資源不足の解消に向けた財政支援を拡充すること。

また、居宅訪問型の一時保育や居宅で宿泊を伴うケアが可能となる制度の創設など、さらなる地域生活向上に向けた支援を行うこと。

4 生活保護制度について

- (1) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とすること。
- (2) 医療扶助費の適正化については、受給者の必要な受診を抑制することなどないように十分に留意しつつ、慎重に検討すること。
- (3) 生活保護制度の見直しに当たっては、他の社会保障制度への影響を踏まえ、慎重に検討を行うこと。

5 ひきこもりに対する支援について

地方自治体におけるひきこもり支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供、その他の援助や十分な予算措置を講じること。

6 認知症施策について

- (1) 認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を推進するため、認知症の人と家族を社会全体で支える体制の構築や、地域の実情に応じた体制づくりに対する恒久的な財政措置に加え、若年性認知症の人たちの就労の継続を含めた社会参加等、本人の力を最大限に活かせる環境整備を行うこと。
- (2) 認知症発症メカニズムの解明と予防や治療に関する研究開発を加速化するなど、国による認知症に関する研究・技術開発の促進を図ること。

7 民生委員・児童委員の担い手不足の解消について

民生委員・児童委員の人材を確保する環境は、年金の支給開始の延長や高齢者の労働継続等の社会環境の変化もあってより深刻化していることから、本制度が将来に渡りしっかりと社会に根ざしたものとなるよう、担い手不足の解消に向けた制度の改正及び委員活動費の見直しについて速やかに対応すること。

また、活動内容の更なる周知・啓発を図ること。

6 介護保険制度

介護保険制度の保険者である市町村は、利用者の増加等による給付費の増大などにより、厳しい財政運営を強いられている。今後の超高齢社会に対応し、安定的に制度を運営するためには、市町村における事業実施の状況等を踏まえた制度設計及び各地方自治体への財政支援等の拡充が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 介護サービスの提供体制確保について

- (1) 地域医療介護総合確保基金（介護分）の配分に当たっては、地域包括ケアシステムの構築のためにも、地方自治体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。
- (2) 介護従事者の就労環境の整備及び事業所の安定運営のための財政措置など、介護従事者が働きやすい環境づくり、離職しない体制づくりを行うこと。
- (3) 介護職員処遇改善加算の取得を更に推進するなど、人材確保につなげること。その際には、保険料や地方負担に及ぼす影響について十分配慮すること。
- (4) 在宅介護の基盤を存続させるため、3年の改定期間を待たず早急に訪問介護の基本報酬の引上げを行うこと。

また、訪問介護事業所の経営難の原因の一つになっている人手不足を解消するため、介護従事者のさらなる処遇改善を行うこと。

このほか、中山間地域の訪問介護事業所に対するさらなる支援策を講ずること。

2 財政運営について

「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」については、高齢者の自立支援・重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した評価方法とするとともに、評価指標の判断基準を明確にすること。

7 雇用対策

我が国経済は、高水準の賃上げ、企業の高い投資意欲等を背景に、緩やかに回復しており、雇用情勢も改善の動きが見られる。しかしながら、ウクライナや中東情勢などに伴う原材料費の高騰や米国の関税措置等の影響により、今後の雇用情勢は依然として不透明であり、地域雇用対策や若年者雇用対策のより一層の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地域雇用対策について

- (1) 地域住民の雇用の場を確保し、その安定を図るとともに、能力開発・再就職支援対策等を強化すること。また、地方自治体の実施する雇用安定・創出の取組に対する支援を充実すること。
- (2) 地域における就労の場の確保を目的とした共同作業場施設の老朽化に伴う大規模改修に対して国の支援制度（地方改善施設整備費補助金）の拡充を図ること。

2 多様な人材の活躍促進について

- (1) 若者の就業を支援するなど、地方都市の経済活動を活性化させることにより、地方への人の流れを創出すること。
- (2) 地方で活躍する人材を育成・確保するため、女性や高齢者をはじめ、就職氷河期世代の就業支援等を拡充すること。
- (3) より働きやすい環境を整備するため、正規雇用の拡大や非正規雇用労働者の正規雇用への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図ること。

8 文教施策

各地方自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など様々な施策を展開しているが、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 教職員の人材確保と働き方改革について

- (1) 特別な配慮を必要とする児童生徒の増加、学習指導要領の円滑な実施、正規教職員の欠員の解消と大量退職への対応など山積する様々な課題に対処できるよう、教職員定数を長期的な視点から計画的・安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や財源の充実確保を図ること。
- (2) 教員の負担軽減にもつながる、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員業務支援員、部活動指導員等の専門スタッフを必要に応じて配置できるよう財政措置を講じること。
- (3) こどもの学びを支える教職員の勤務状況改善のため、教師の働き方改革や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的・総合的に推進すること。
- (4) 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を拡充すること。

2 35人学級の実施について

35人学級を計画的に進めていくに当たって、地域の実情に応じた円滑な移行が図られるよう、公立学校施設等の整備、教職員の確保・質の向上、加配定数の維持等について、地方の意見を施策に反映するとともに、必要かつ十分な財政措置を講じること。

3 小学校外国語教育の整備について

A L T（外国語指導助手）又は外国語専任講師の1校1人の配置が可能となるよう財政支援措置を講じること。

また、J E Tプログラム以外の派遣委託や自治体独自の招聘にかかる経費についても地方財政措置の対象とすること。

4 特別支援教育の充実について

- (1) 特別支援教育について、必要な教職員等の確保や研修等の施策を充実し、十分な財政措置を講じるとともに、継続的な支援員を確保し配置できるよう、支援員派遣事業の補助制度を創設すること。
- (2) 特別支援学級の学級編制基準について、知的障害児学級は5人、自閉症・情緒障害児学級は3人に引き下げるなど充実を図るとともに、学級数の増加に対する人的及び財政的支援を講じること。
- (3) 特別支援学級の増設等について、教室環境の改善に伴う施設整備に対する補助金の新設、学校施設環境改善交付金の下限額や申請時期の見直しなど財政支援の充実を図ること。

5 栄養教諭・学校栄養職員について

食物アレルギーなど個人の課題にも対応したきめ細かな給食を実施するとともに、更なる食育の充実を図るため、栄養教諭・学校栄養職員の配置基準を早急に見直すこと。

6 学校給食費の無償化について

居住する地域によって格差を生じさせることなく、公教育の機会均等を図り、学校現場での食育を更に推進するため、学校給食費の無償化に向けた財政措置を講じること。

無償化の実施にあたっては、物価高騰等の影響を受けることなく給食の質及び量を安定的に提供できるよう、国による適切な制度設計と十分な予算措置を講じること。また、地産地消の推進、食育の充実、

有機食材の使用拡大など、質の高い給食を安定的に提供できる体制を構築すること。

7 いじめ防止対策・不登校支援について

- (1) いじめ防止対策推進法に基づき学校に設置されるいじめ防止対策のための組織について、心理や福祉に関する専門的知識及び豊富な経験を有する者の派遣に対する財政支援措置等を講じること。
- (2) 養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立を図ること。
- (3) 学びの多様化学校設置に係る各種支援（設置当初における運営上の課題に対する助言を行う運営アドバイザー等の人件費、教職員研修、広報に要する費用）の支援期間の延長を検討すること。
また、学校法人として設置する学びの多様化学校に係る人件費の補助要件の拡充を検討すること。
- (4) 不登校児童生徒を支援するため、フリースクールなどの学校以外の学びの場の整備・運営や保護者の負担軽減のほか、自治体独自で行っている支援策に対して財政支援を拡充すること。

8 部活動への支援等について

- (1) 中学校部活動の地域展開等については、その必要性・方向性を明確に示し、関係者に対し広く周知した上で、受け皿となるスポーツ・文化芸術団体の整備充実と活動する場所の確保、専門性や資質を有する指導者の確保と教職員の兼業兼職等指導者に関する諸制度の整備、地域のスポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働を図る役割を担う総括コーディネーターの配置を行うとともに、これらに必要な財政措置を講じること。
また、各地方自治体で実施している部活動支援事業に対して補助制度を創設すること。
- (2) 子どもたちが地域で活動できる総合型地域スポーツクラブの育成等について、環境・条件の整備を図ること。

9 学校のICT環境整備について

- (1) GIGAスクール構想を円滑かつ効果的・継続的に実現するため、通信環境やハードの整備のみならず、学習コンテンツの充実や教員の研修、GIGAスクールサポーターなどICT教育人材の配置充実、有償ソフトウェア、端末機器等の保守・更新費用、ランニングコスト、セキュリティ対策等も含めたICT環境整備に必要な財政措置を拡充すること。

また、学習プラットフォームの導入経費や授業目的公衆送信補償金、ICT人材の配置経費のほか、家庭学習における通信料への補助について長期的な財政措置を講じること。

- (2) バリアフリーへの支援として、タブレット操作をしやすいような補助器具設備、ソフトウェア整備など、学習支援ツールを導入するための継続的な財政支援を行うこと。
- (3) ICTの活用等による学校業務の効率化や事務の精選、勤務時間の適正な管理を行うこと。

10 学校施設の老朽化対策等について

公立小中学校施設等について、新增築・老朽化対策等の事業を計画的かつ円滑、確実に実施できるよう、学校施設環境改善交付金等の必要な予算額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備、施設のバリアフリー化等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、引き続き十分な財政措置を講じること。

なお、今後は、各自治体への負担を求めることなく、国による地域情勢を鑑みた交付金的な補助制度等として拡充すること。

11 就学機会の確保について

保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償給与制度を堅持するとともに、就学援助や奨学金事業に関わる予算を更に拡充すること。

また、災害からの教育復興に関わる予算を十分に拡充すること。

9 環境保全施策

環境・生態系を保全し、循環型社会への転換を図るため、地球温暖化対策、廃棄物処理対策、リサイクル対策、海洋ごみ対策等の施策が国と地方の連携の下に推進されている。これら施策の実務を担う地方自治体の役割は大きく、その円滑な運営には、各種施策の改善と適切な財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地球温暖化対策について

温室効果ガスの大幅削減に向け、地方自治体が行う再生可能エネルギーの普及とエネルギーの効率的利用を促す取組への支援を拡充強化するとともに、複数の地方自治体が共通目標を掲げ、その達成のために連携して取り組む各種施策の推進に必要な支援を行うこと。

また、地域の課題や現状に応じた脱炭素に資する事業に活用できる、汎用性の高い交付金の拡充とカーボンニュートラルを目指す2050年を見据えた長期継続的な財政支援措置を講じること。

さらに、地方における脱炭素に向けた取組を推進するため、人材育成などの人的支援のほか、自治体別の温室効果ガス排出量算定のためのノウハウや情報の提供を行うこと。

2 廃棄物処理対策について

廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置を拡充すること。また、廃棄物処理施設の解体等に対し、適切な財政措置を講じること。

3 海洋ごみ対策について

地方自治体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、引き続き財政措置を講じること。

また、海洋プラスチックをはじめとするプラスチックごみ問題の解決に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進や海洋プラスチックごみ対策の取組強化を図ること。

4 皮革排水処理への支援について

皮革排水処理に対する抜本的な支援制度を創設すること。

5 有機フッ素化合物対策について

有機フッ素化合物（PFOS、PFOA等）については、科学的知見の集積を行い、健康や環境等への影響を明らかにするとともに、効果的な除去等の技術確立などその対策を早急に示すこと。

また、汚染原因を究明しその情報を開示すること。地方自治体が行う水質調査や健康調査などの取組に対して財政支援措置を講じること。

このほか、水環境への対策として、PFOS・PFOAの環境基準への位置付けについても、早急な対応を行うこと。

